

NEWS RELEASE

報道資料

2008年5月23日
(東証第一部 9650)
テクモ株式会社
TECMO
東京都千代田区九段北 4-1-34
<http://www.tecmo.co.jp>

訴訟事件の控訴判決について

本事案は、2003年から2005年の3年間において当社社員が元社員に対し行なった一定の行為について、当社社員のセクハラを理由とする不法行為責任と当社の使用者責任が問われた事案ですが、昨日、東京高等裁判所の控訴判決が出て、当社社員の行為は、セクハラにはあたらないとの認定がなされました。

一方で、裁判を通じ、当時、職場において社会通念上容認し難い行為が繰り返し行なわれていたことが明らかになりました。

当社は、訴訟提起以前に当社社員及び元社員に対し懲戒処分を行うと共に、職業人としての倫理・モラルに関する啓蒙活動を行い再発防止策を講じて参りましたが、今後もこのような事態の発生を防ぐ為職場に於けるコンプライアンスの強化に一層注力していく所存です。

これ迄、株主の皆様はじめお客様、お取引先様にご心配をおかけ致しましたことを改めてお詫び申し上げますと共に、弊社をご支援頂きました皆様に深く御礼を申し上げます。

以上

この件に関する報道関係の方々からのお問い合わせ

テクモ株式会社

経営管理部 向井 TEL. 03-3222-7645 FAX. 03-3222-7649